

申立てに必要な書類等について

(訴訟、少額訴訟及び調停)

※ この書面には基本的な必要書類等を記載しています。実際の手続の際には、別途、さらに書類等の提出が必要になる場合があることをご了承ください。

◎ 必ずご用意いただくもの

1 訴状（申立書）

【必要部数】 2部（原告（申立人）及び被告（相手方）が1名ずつの場合）
被告（相手方）が1名増えるごとに、その分の部数を追加してください。

各部いずれも記名押印をしてください。訂正した場合は、当該部分に訂正印を押してください。原告の控えは別にご用意ください。

2 証拠資料関係のコピー

【必要部数】 2部（原告（申立人）及び被告（相手方）が1名ずつの場合）
被告（相手方）が1名増えるごとに、その分の部数を追加してください。

あなたの言い分を裏付ける証拠となる資料がある場合には、その資料の写し（コピー）を用意してください。証拠の原本は裁判の当日に持参してください。

3 印鑑

朱肉を使う印鑑（スタンプ式ではないもの）。法人の場合は代表者印。

4 申立手数料及び郵便切手

申立手数料は、収入印紙で納付していただきます（消印割印はしないでください。）。

手数料の額は「手数料」のページ、郵便切手の額及び内訳は「郵便切手」（PDF）をご覧ください。収入印紙及び郵便切手は、札幌簡易裁判所の地下の売店でも購入できます。

◎ 申立の内容によってご用意いただくもの

1 法人登記事項証明書（資格証明書）【必要部数】 1部

当事者が法人の場合、当該手続に関与すべき代表者を明らかにするため、3か月以内に発行されたその法人の登記事項証明書を法務局から取得して提出してください。法人登記していないマンション管理組合など権利能力なき社団の場合は、手続案内センターにお問い合わせください。

2 戸籍謄本（戸籍事項全部証明書）【必要部数】 1部

当事者が未成年者の場合、法定代理人となる親権者を明らかにするため、3か月以内に発行されたその未成年者の戸籍謄本（戸籍事項全部証明書）を本籍地の市区町村役場から取得して提出してください（ただし、未成年者が未払給料を請求するように、法律上、未成年者自身が裁判手続を行うことができる場合を除きます。）。

3 不動産登記事項証明書【必要部数】 1部

不動産の明渡し、所有権確認、境界確定訴訟など不動産に関するものの場合、3か月以内に発行されたその不動産の登記事項全部証明書を法務局から取得して提出してください。

4 固定資産評価証明書【必要部数】 1部

不動産の明渡し、所有権確認、境界確定訴訟など不動産に関するものの場合、その不動産に係る最新の固定資産評価証明書を不動産が所在する市町村役場（札幌市は市税事務所）から取得して提出してください。

（少額訴訟では不動産の明渡しを求めることはできませんので、ご注意ください。）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

札幌簡易裁判所手続案内センター

TEL 011-350-4300(直通)